

全国初！  
全国知事会先進政策人口対策分野第1位！



# 平成30年4月より、 県内全域での病児保育の広域利用が始まりました！！

## 内容

施設の相互利用ができるよ！



子どもが病気になったとき、保育園に子どもを預けることができず、困ったことはないですか？  
「病児保育」は、このようなときに、とても役に立つ施設です。

県内全市町村の参加による協定締結により、病児保育施設を持たない市町村の住民であっても、  
平成30年4月より、県内にある全ての病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになりました。

働いているお父さん・お母さんが、病気になった子どもを安心して預けられる体制を整えること  
により、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援します！！

## 広域化で何がかわるの？

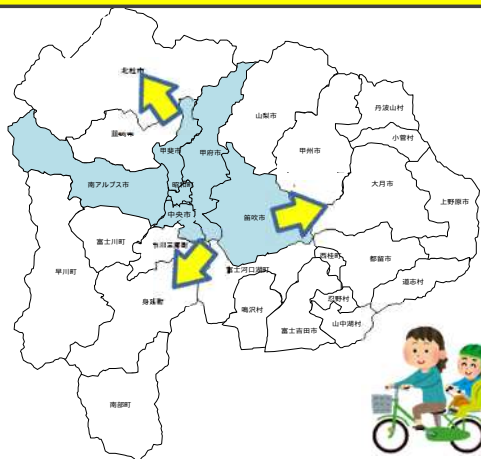
県内のどこに住んでいても、病児・病後児保育施設を自由に利用できます。

近くの施設が予約でいっぱいときは、他の市町村にある施設を利用することができます。

## 広域化のイメージ

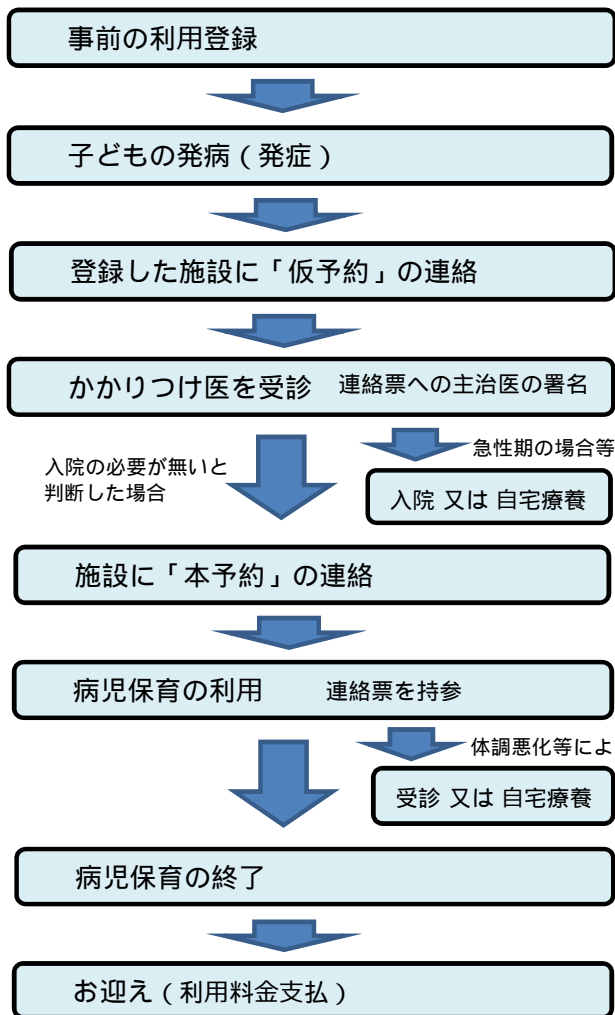
甲府市を含む6市町で広域利用開始 (H29年度～)

県内全域での広域利用開始 (H30年度～)



## 病児保育の利用の流れ

事前に確認してね！



施設により「利用の流れ」が異なる場合があるため、事前に施設または市町村に確認して下さい。

「対象児童の年齢」は0歳から小学6年生まで、「利用料金」は市内2千円、市外2千5百円程度ですが、施設によって異なる場合があるので、事前確認をお願いします。